

保護者 様

川崎市立橋高等学校定時制
校 長 鈴木祐史

暴風警報発令時・地震発生時などにおける生徒の安全確保について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、「『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』」など発令時、及び「『地震発生時』などの場合」における生徒の安全確保を最優先した、川崎市立学校における『臨時休校措置』及び『下校措置』の対応について、川崎市教育委員会によるガイドライン（通知）が示されております。本校では、次のように対応してまいりますので、お知らせいたします。

なお、本校では、こうした自然災害発生時に限らず、生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 「『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』」が発令されている場合の対応について

上記警報が発令されている場合の対応は次の通りといたします。

- (1) 14時00分の時点で、神奈川県のある市町村などに「『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』」が発令されている場合、または14時00分以降始業時までと同様の警報が発令されている場合は、臨時休校とします。
- (2) 14時00分の時点で、神奈川県のある市町村などに「『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』」が発令されていない場合でも、台風の進路予測、その他災害が予想される場合は、臨時休校とすることもあります。その場合は、担任を通じ生徒に連絡します。
- (3) 14時00分以前に状況によって、臨時休校とする場合は、担任を通じ生徒に連絡します。

2 地震発生時の生徒の安全確保について

川崎市内のいずれかの地域（学校の所在地とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は以下のように対応します。

- (1) 発生が始業時刻前の場合
発生した当日および翌日を一斉に臨時休業とします。
- (2) 発生が学校での教育活動中の場合
発生した当日および翌日を一斉に臨時休業とします。
※ 本校では、教育活動（授業・部活動など）を中止し、安全に下校できると判断された段階で、教職員の指示により生徒を下校させることを原則とします。
なお、帰宅困難な生徒については、安全に下校できると判断されるまで学校に留め置きますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(3) 発生が休日・休日前の場合

休日明けの平日を一斉に臨時休業とします。

休日明けの平日が課業日でないとき（夏休みや振替休日など）は、生徒の学校での活動（部活動など）をすべて中止します。

3 連絡事項

(1) 緊急連絡の手段について

① 情報配信システムについて

本校では、緊急時の連絡等の情報を「ミマモルメ」サービスを利用し、配信しています。生徒だけでなく保護者も登録が可能です。登録方法等については、年度始めに文書にてご連絡していますのでご確認ください。

② 緊急連絡用ホームページについて

『特別警報』及び『暴風警報』『暴風雪警報』発令時の対応につきましては、前述の通りですが、そのほか緊急連絡が必要になった場合には、学校ウェブサイトからも情報発信いたします。ウェブサイトの QR コード及びアドレスは、以下の通りとなっております。

本校ウェブサイト



<https://kawasaki-edu.jp/5/tachibana-highschool-tei/>

なお、被災時などの停電等によりサーバーが停止する場合、ページの更新ができないことがあることを申し添えます。

(2) 給食について

上記の措置により臨時休校となる場合は、給食を中止します。なお、その際には給食代（1食 200円）は返金いたしません。

以上について、ご不明な点がある場合は、教頭（Tel 044-411-2640）までお問い合わせください。